

# 国民年金が

# 変わりました

保険年金課 ☎66◆1101

4月1日に国民年金制度が改正されました。  
主な変更点を、ご紹介します。

## 国民年金保険料の免除基準が緩和されました

所得の少ない方や、失業などで収入のないとき、申請して認められると国民年金保険料の支払いの免除が受けられます。

この免除の決定は、前年の所得によって判断されますが、この決定の際の「所得基準」が、所得税法の改正により見直され、緩和されました。

また、今までは免除の申請を出して認められた場合でも、申請した前月からしか免除が認められませんでしたが、今後は、免除の承認期間を、該当する時期まで引き延ばすことができるようになりました。

## 第3号被保険者特例届出

サラリーマンに扶養されている配偶者の方は、届け出をすることにより、国民年金第3号被保険者となり、国民年金保険料の納付が不要となります。

今回の改正では、昭和61年4月1日から平成17年3月31日の期間で

- ・ 配偶者に扶養されていた方で、自分が会社などに勤務(厚生年金に加入)し、その後退職したものの、何ら年金の手続きをしておらず、3号未納(未届)期間になっていた方
- ・ 前記の期間以前から配偶者に扶養されていたのに、「国民年金第3号被保険者届」を出していなかった方
- ・ 前記の期間に配偶者が転職などで、その厚生年金期間に空白

期間のある場合などの方が、救済されることになりました。

17年3月末までに、すでにその期間について届け出をお済みの方は、社会保険庁において自動的に「未納期間」から「納付済期間」に変更されますが、まだ届け出が済みでない方は、届け出をする必要があります。

また、すでに年金を受けている方や年金を受けていない方にも、当該期間を届け出ることにより、年金額の改定や年金の受給ができるようになりました。

## 若年者納付猶予制度ができました

20歳代の方で、本人および配偶者が低所得である方は、申請すると国民年金保険料の納付が猶予されるようになりました。

納付が猶予された期間については、老齢基礎年金の受給資格期間には入りませんが、受給年金の計算には含まれません。

ただし、猶予を受けた期間中に生じた障害や死亡による遺族に対する年金は、支給の対象になります。

また、老齢基礎年金の受給額を

増やすためには、猶予期間について10年以内に国民年金保険料の「追納」ができます。

## 学生納付特例の対象校が拡大されました

20歳になると、住所が日本にある人は必ず国民年金に加入しなければなりません。学生の方は、学生納付特例を申請すると、学生時代の国民年金保険料の納付猶予が受けられます。

今まで各種学校は、その申請対象となる学校として一部の各種学校に限られていましたが、平成17年4月からすべての各種学校(ただし、1年以上の課程に在学している方に限る)に対象校が拡大されました。

また、国内にある海外大学の日本分校も対象になります。

● 詳細は、豊橋社会保険事務所または市役所保険年金課国民年金担当までお問い合わせください。

問合せ

豊橋社会保険事務所

☎0532◆33◆4111